

平成29年度 情報提供に対する対応状況（抜粋）

資料 3

大きな動きがあった案件、市がお知らせ文書以外の対応を行った案件の抜粋

所在	状態	対応状況	その他課題等
長坂	庭木越境 延焼家屋	H28年度から複数回にわたり、お知らせ文書を送付。また、火事発生時の借家人（可児市在住）に対し、複数回にわたり、電話連絡。 10/5取り壊し確認。	
兼山	外構一部破損	6/14お知らせ文書送付。 9/11財産管理人と市窓口にて面談。	財産管理人と面談した際には、外構の撤去及び敷地内雑草の除草について対応する旨の回答を得たが、費用面で管理が十分に実施できないとのことであった。 兼山保育園の駐車場として借りないかとの提案を受けたため、こども課に情報提供した（9/13駐車場としての借り受けについては正式にお断りしているとのこと。）。
広見	物の散乱 増築部屋根の破損	6/16お知らせ文書送付。 8/16整理確認。	
下恵土	草木繁茂及び越境	6/16お知らせ文書送付。 10/3所有者宅を訪問し、対応依頼した。	所有者に対し処分についても検討する旨を提案したが、子と相談しないと判断できないとのこと。面談時には、こちらへ近づいてくるわけでもなく、またこちらを見るということもあまり見受けられず、どの程度まで聞いているのかがわからない状況であった。
川合	草木繁茂及び越境	8/3お知らせ文書送付。 1/30施業完了確認。同時に建物も除却されていた。	

西帷子	草木繁茂及び越境 外壁材一部崩落	9/20お知らせ文書送付。 11/22草木の伐採、建物の除却を実施する旨の連絡あり。 12/9草木については施業完了していることを確認。	H30.6.8所有者より連絡があり、進入路が狭いなど立地上の問題で、除却に費用がかかることから、なかなか除却が進まないとのこと。同日に通報者から再度苦情の連絡があった。 所有者は該当空家の近隣に居住しており、お互いに面識もあることから、隣人間のトラブルといった感がある。
広眺ヶ丘	草木繁茂及び越境	9/22相続人（相続放棄済）3人に対し、お知らせ文書を送付。 11/13相続放棄者の1人から連絡を受け、相続放棄後も相続財産管理人が選任されるまでは、一定の責任が及ぶ可能性がある旨を伝えた。 11/14別の相続放棄者から連絡を受け、前日と同様の説明をした。 両者に対し、弁護士等と相談することについて提案した。	民法上は、相続放棄した後であっても、相続財産管理人が選任されるまでの間は管理責任があると考え、弁護士に相談した結果、当該空家が起因となって事故等発生した場合は、責任を問われる可能性があるとのことであったため、相続放棄人全員にお知らせ文書を送付した（相続放棄していない相続人はいない。）。